

意見書（様式 61 の 3）の作成要領

特許権者は、特許の取消しの理由（決定の予告を含む）が通知される際に指定された期間内、又は、訂正請求の拒絶の理由が通知される際に指定された期間内に限り、意見書を提出することができます（特§ 120 の 5①⑥）。

(1) 様式

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(1)様式」と同じです。同記載を参照してください。

(2) 提出日の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(3)提出日の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(3) 異議番号の欄について

「異議番号」の欄には、「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を記載します（特施規様式 61 の 3 備考 1）。

(4) 特許権者（参加人）の欄について

① 住所（居所）の欄について

「住所（居所）」の欄には、〇〇県、〇〇郡、〇〇村、大字〇〇、字〇〇、〇〇番地、〇〇号のように詳しく記載してください（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 7）。

② 氏名（名称）の欄について

「氏名（名称）」の欄には、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 8）。

（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 11）。）

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を記載してください（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 9）。

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 10）。（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です（特施規様式 61 の 3 備考 3→様式 3 備考 11）。）

- ③ 「特許権者（参加人）」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

2 特許権者（参加人）

住所（居所）

電話番号

氏名（名称）

住所（居所）

電話番号

氏名（名称）

(5) 代理人の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(6)代理人の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(6) 取消理由通知の日付の欄について

- ① 取消理由通知に記載された日付（起案日）を記載します。
- ② 訂正の請求に対する拒絶理由の通知を受けた場合に意見書を提出するとき（特§120の5⑥）は、「取消理由通知の日付」の欄を「訂正拒絶理由通知の日付」とし、訂正拒絶理由通知に記載された日付（起案日）を記載します（特施規様式 61 の 3 備考 2）。

(7) 意見の内容の欄について

- ① 「意見の内容」の欄には、取消理由通知（決定の予告）の希望の有無を記載します。早期に決定を受け取ることを目的として取消理由通知（決定の予告）を希望しない場合には、「希望しない」と記載してください。
- なお、訂正の請求に対する拒絶理由の通知を受けた場合に意見書を提出するとき（特§120の5⑥）は、取消理由通知（決定の予告）の希望の有無の記載は不要です。
- ② 本件特許発明、もしくは、訂正請求を同時に提出している場合は訂正後の特許発明が、取消理由通知書に示された取消理由を有して

いないとする主張及びその根拠を記載してください。

- ③ 訂正の請求に対する拒絶理由の通知を受けた場合に意見書を提出するとき（特§120の5⑥）は、本件特許発明が、訂正請求の拒絶理由通知書に示された拒絶理由を有していないとする主張及びその根拠を記載してください。

(8) 証拠方法の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(9) 証拠方法の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(9) 添付書類又は添付物件の目録の欄について

- ① 「添付書類又は添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載します。意見書を特許庁出願課窓口（又は郵送）で提出するときは、特許異議申立人に送付するために必要な数（複数の申立てが併合されるので、特許異議申立人が複数なら複数人分）の副本、参加人に送付するために必要な数（参加人の数）の副本及び審理用の副本 1 通を提出する必要があります（正本 1 通及び副本〇通）。例えば、「乙第 1 号証写し 正本 1 通及び副本 2 通」、「意見書 副本 2 通」のように記載してください。
- ② その他は、「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(11) 添付書類又は添付物件の目録の欄について」の②～⑥と同じです。同記載を参照してください。

(10) 意見書の提出方法

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(12) 特許異議申立書の提出方法」と同じです。同記載を参照してください。